

1 令和6年11月の雇用失業情勢について

(職業安定部 職業安定課)

有効求人数	38,689人	対前月比	2.5%増加(2か月連続の増加)
有効求職者数	34,521人	対前月比	1.3%増加(3か月連続の増加)
有効求人倍率	1.12倍	前月比	0.01ポイント増加

※ 数値は季節調整値

2 令和6年「障害者雇用状況報告」の集計結果を公表します

(職業安定部・職業対策課)

民間企業や公的機関などにおける、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

3 令和6年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します。

(職業安定部・職業対策課)

令和6年の「高齢者雇用状況等報告」(6月1日現在)の集計結果を取りまとめましたので公表します。

鹿児島労働局発表
令和6年12月27日(金)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 右田 裕幸
地方労働市場情報官 桑畑 千恵子
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和6年11月分)の概要について

～有効求人倍率は、1.12倍で、前月を0.01P上回った～

11月の概要

県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人の動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.12倍** **前月より0.01ポイント増加**
 - ・全国では36番目。九州では、大分県、宮崎県、佐賀県、熊本県、福岡県、長崎県に次ぎ7番目。
 - ・[全国] 有効求人倍率(季節調整値) 1.25倍 前月と同水準

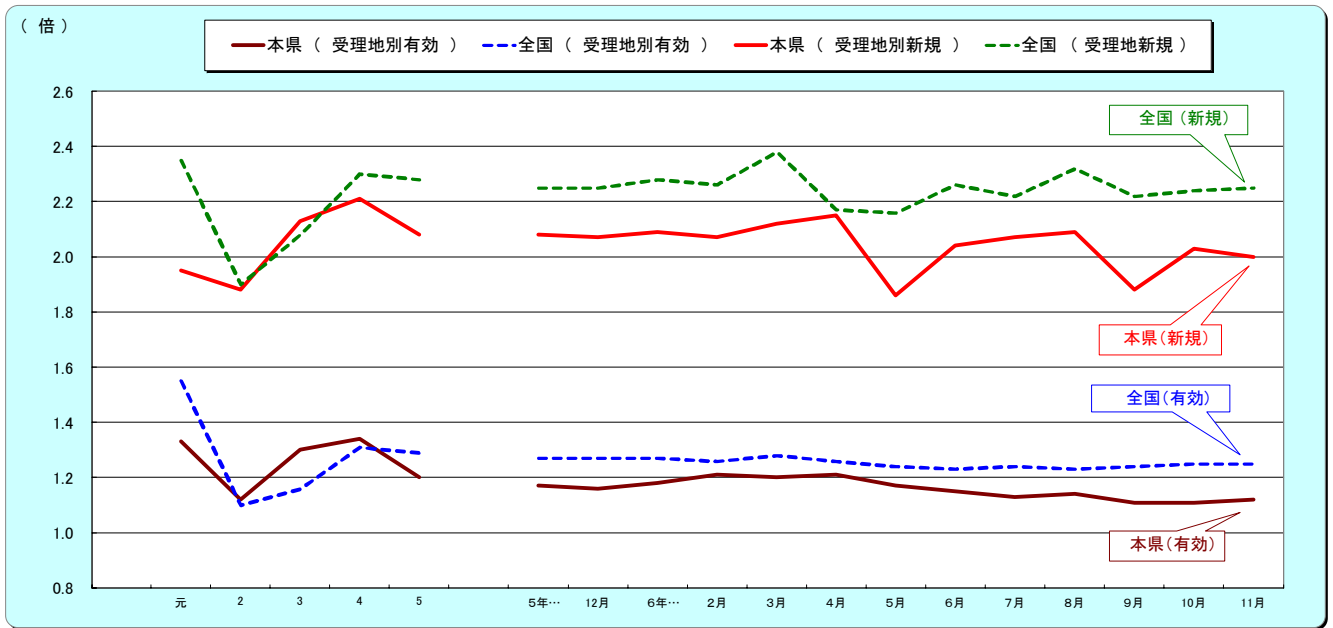
- ・有効求人数(季節調整値) **38,689人** **前月より2.5%増加**(2か月連続の増加)
- ・有効求職者数(季節調整値) **34,521人** **前月より1.3%増加**(3か月連続の増加)
 - ・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.22倍 前月と同水準

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **2.00倍** **前月より0.03ポイント減少**(2か月ぶりの減少)
- ・新規求人数(原数値) **12,587人** **前年同月より9.5%減少**(2か月ぶりの減少)
 - 主要産業の新規求人数(前年同月比)
増加した業種……なし
 - 減少した業種……建設業(7.1%減)、製造業(11.3%減)、運輸・郵便業(3.3%減)、
卸売業・小売業(8.3%減)、宿泊業・飲食サービス業(23.3%減)、
医療・福祉(4.5%減)、サービス業(他に分類されないもの)(17.8%減)
- ・新規求職申込件数(原数値) **5,512人** **前年同月より4.3%減少**(2か月ぶりの減少)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



求人倍率		元年度	2	3	4	5	
有効	受理地別	本県	1.33	1.12	1.30	1.34	1.20
	全国	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29	
就業地別	本県	1.42	1.18	1.36	1.43	1.30	
	本県	1.95	1.88	2.13	2.21	2.08	
新規	受理地別	全国	2.35	1.90	2.08	2.30	2.28
	就業地別	本県	2.08	1.97	2.24	2.36	2.25

5年11月	12月	6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1.17	1.16	1.18	1.21	1.20	1.21	1.17	1.15	1.13	1.14	1.11	1.11	1.12
1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23	1.24	1.23	1.24	1.25	1.25
1.27	1.26	1.28	1.30	1.29	1.31	1.27	1.25	1.24	1.24	1.22	1.22	1.22
2.08	2.07	2.09	2.07	2.12	2.15	1.86	2.04	2.07	2.09	1.88	2.03	2.00
2.25	2.25	2.28	2.26	2.38	2.17	2.16	2.26	2.22	2.32	2.22	2.24	2.25
2.26	2.22	2.29	2.24	2.25	2.32	2.07	2.17	2.25	2.32	2.07	2.22	2.17

*5年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が2か月ぶりに前年同月を下回り、有効求人数が21か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和5年度		令和6年							
	(月平均)		8月		9月		10月		11月	
新規求人数 ※	14,295	▲ 7.7	11,685	▲ 18.0	12,217	▲ 12.1	15,248	5.2	12,587	▲ 9.5
D 建設業	1,390	▲ 7.9	1,143	▲ 7.5	1,424	▲ 5.3	1,417	3.5	1,239	▲ 7.1
E 製造業	1,148	▲ 24.8	799	▲ 24.9	1,027	▲ 15.2	1,298	3.7	871	▲ 11.3
H 運輸業、郵便業	565	▲ 3.8	634	(9.5)	414	(▲21.4)	630	(▲3.4)	551	(▲3.3)
I 卸売業、小売業	1,903	▲ 7.6	1,709	(▲32.1)	1,697	(▲3.4)	2,174	(22.6)	1,729	(▲8.3)
M 宿泊業、飲食サービス業	908	▲ 10.7	779	▲ 15.6	548	▲ 39.9	1,153	9.1	669	▲ 23.3
P 医療、福祉	4,756	▲ 2.3	4,059	(▲13.7)	4,178	(▲9.8)	4,833	(▲1.9)	4,353	(▲4.5)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,364	▲ 8.2	1,009	(▲22.1)	1,122	(▲8.0)	1,477	(8.5)	1,189	(▲17.8)
有効求人数	41,415	▲ 7.1	36,664	▲ 8.7	36,645	▲ 9.5	38,126	▲ 7.7	38,325	▲ 5.5

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数が2か月ぶりに前年同月を下回り、有効求職者数が4か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和5年度		令和6年							
	(月平均)		8月		9月		10月		11月	
新規求職申込件数	6,880	▲ 1.9	5,384	▲ 14.1	6,553	▲ 2.9	6,664	1.2	5,512	▲ 4.3
44歳以下	3,164	▲ 5.9	2,415	▲ 19.1	2,995	▲ 8.5	2,995	▲ 2.0	2,413	▲ 10.4
うち34歳以下	1,850	▲ 7.2	1,380	▲ 23.3	1,699	▲ 11.1	1,736	▲ 3.6	1,403	▲ 9.9
45歳以上	3,716	1.9	2,969	▲ 9.6	3,558	2.3	3,669	4.0	3,099	1.1
うち55歳以上	2,445	3.5	1,872	▲ 10.0	2,295	3.2	2,404	5.9	2,066	4.3
うち65歳以上	1,122	5.5	826	▲ 10.4	1,071	4.4	1,128	11.5	970	9.1
雇用保険受給資格決定件数	1,975	2.7	1,528	▲ 23.2	1,765	▲ 9.2	1,921	▲ 4.3	1,472	▲ 7.6

有効求職者数	34,490	3.7	33,495	▲ 3.3	33,760	▲ 3.1	34,160	▲ 1.7	33,271	▲ 0.6
44歳以下	15,479	0.6	14,544	▲ 7.6	14,849	▲ 6.5	15,031	▲ 4.8	14,479	▲ 4.4
うち34歳以下	9,193	0.6	8,503	▲ 10.1	8,615	▲ 9.6	8,717	▲ 8.0	8,412	▲ 6.8
45歳以上	19,011	6.4	18,951	0.3	18,911	▲ 0.2	19,129	0.9	18,792	2.5
うち55歳以上	12,506	8.1	12,309	▲ 0.6	12,227	▲ 1.0	12,417	0.9	12,279	2.8
うち65歳以上	5,126	10.9	4,823	1.1	4,801	1.3	4,903	2.1	4,940	3.9
雇用保険受給者実人員	6,657	6.1	7,312	▲ 6.7	7,280	▲ 1.1	6,965	▲ 3.6	6,285	▲ 7.8

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

在職求職者が2か月連続で前年同月を上回った一方、離職求職者が4か月連続、無業求職者が3か月ぶりに前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和5年度		令和6年							
	(月平均)		8月		9月		10月		11月	
新規求職申込件数	6,833	▲ 1.8	5,352	▲ 14.0	6,524	▲ 3.2	6,633	1.1	5,465	▲ 4.6
在職求職者	1,852	▲ 7.1	1,410	▲ 13.6	1,583	▲ 9.7	1,715	7.1	1,533	1.9
離職求職者	4,354	1.3	3,445	▲ 14.0	4,183	▲ 2.1	4,221	▲ 2.2	3,342	▲ 7.9
うち事業主都合	882	9.1	583	▲ 20.5	729	2.1	830	▲ 7.6	641	▲ 8.8
うち自己都合	3,251	0.0	2,690	▲ 12.6	3,239	▲ 3.3	3,176	▲ 2.1	2,546	▲ 7.4
無業求職者	626	▲ 5.5	497	▲ 14.9	758	6.8	697	8.1	590	▲ 0.8

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、すべての年齢層で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和5年度		令和6年							
	(月平均)		8月		9月		10月		11月	
就職件数	2,373	▲ 5.8	1,742	▲ 14.6	2,074	▲ 6.5	2,229	▲ 6.7	1,935	▲ 7.9
44歳以下	1,117	▲ 10.5	788	▲ 21.8	961	▲ 9.8	1,053	▲ 8.1	876	▲ 11.2
うち34歳以下	617	▲ 10.0	445	▲ 19.7	540	▲ 9.5	593	▲ 10.0	463	▲ 14.6
45歳以上	1,256	▲ 1.1	954	▲ 7.6	1,113	▲ 3.4	1,176	▲ 5.5	1,059	▲ 4.9
うち55歳以上	729	0.6	545	▲ 12.2	623	▲ 7.2	652	▲ 7.0	634	▲ 2.0
うち65歳以上	249	8.1	189	▲ 2.1	184	▲ 14.4	223	▲ 0.4	211	▲ 6.6
雇用保険受給者	678	▲ 1.8	550	▲ 12.4	688	▲ 2.1	722	▲ 4.1	623	▲ 7.4

5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月を0.01P下回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和5年度		令和6年							
	(月平均)		8月		9月		10月		11月	
正社員新規求人数	7,153	▲ 3.7	6,120	▲ 12.1	6,622	▲ 7.4	7,574	3.2	6,532	▲ 7.0
新規求人数に占める割合	50.0%	2.0	52.4%	3.5	54.2%	2.8	49.7%	▲ 0.9	51.9%	1.4
正社員有効求人倍率	1.08	▲ 0.06	1.04	▲ 0.01	1.04	▲ 0.01	1.05	▲ 0.03	1.10	▲ 0.01
全国	1.02	0.01	1.00	▲ 0.01	1.01	▲ 0.01	1.03	0.01	1.06	0.02
正社員有効求人数	20,944	▲ 3.2	19,597	▲ 4.2	19,644	▲ 4.7	19,941	▲ 5.2	20,032	▲ 4.1
有効求人数に占める割合	50.6%	2.0	53.5%	2.5	53.6%	2.7	52.3%	1.4	52.3%	0.8
正社員有効求職者数(※)	19,390	1.8	18,789	▲ 3.9	18,859	▲ 4.2	18,982	▲ 3.0	18,227	▲ 3.3
有効求職者に占める割合	56.2%	▲ 1.1	56.1%	▲ 0.4	55.9%	▲ 0.6	55.6%	▲ 0.7	54.8%	▲ 1.5

(※) 正社員有効求職者数……パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6. 令和6年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和5年11月	1.25	2.07	0.87	1.06	1.46	1.09	0.88	1.21	0.99	1.52	1.25	1.22	1.17	1.21
12月	1.31	2.19	0.94	1.12	1.49	1.13	1.01	1.29	1.02	1.65	1.33	1.46	1.21	1.28
令和6年1月	1.30	2.02	0.93	1.11	1.48	1.17	1.05	1.23	1.01	1.37	1.30	1.42	1.23	1.27
2月	1.33	2.18	1.02	1.09	1.50	1.15	1.09	1.31	0.99	1.39	1.27	1.61	1.31	1.30
3月	1.28	1.98	0.99	1.05	1.38	1.11	0.97	1.26	0.93	1.33	1.23	1.35	1.20	1.23
4月	1.21	1.90	0.94	0.96	1.28	1.01	0.85	1.14	0.86	1.34	1.14	1.20	1.14	1.15
5月	1.12	1.74	0.86	0.95	1.28	0.97	0.80	1.11	0.84	1.26	1.04	1.06	1.09	1.08
6月	1.10	1.59	0.88	0.96	1.33	0.96	0.76	1.04	0.91	1.27	1.05	1.02	1.09	1.07
7月	1.12	1.61	0.88	0.99	1.35	1.00	0.84	1.05	0.90	1.33	1.11	1.04	1.10	1.10
8月	1.11	1.80	0.91	0.99	1.35	1.01	0.92	1.00	0.86	1.32	1.14	1.02	1.04	1.09
9月	1.08	1.95	1.01	1.02	1.32	1.00	0.89	1.01	0.80	1.37	1.12	1.03	1.02	1.09
10月	1.13	2.02	0.98	0.99	1.37	1.01	0.84	1.06	0.84	1.39	1.14	1.02	1.09	1.12
11月	1.18	2.09	1.01	0.97	1.40	1.05	0.84	1.01	0.91	1.49	1.15	1.03	1.10	1.15

〈用語の解説〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率…… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率…… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率…… 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者数」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。
毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原数値…… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就職件数…… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一 般…… パートタイム以外のものをいう。
- パ ー ト…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常 用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正 社 員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人
に直接応募した就職件数等が含まれている。

報道関係者 各位

令和6年12月27日（金）

【照会先】

鹿児島労働局

職業安定部 職業対策課

課長 徳元 秀明

地方障害者雇用担当官 本村 誠

（電話）099-219-8712（内線193）

令和6年「障害者雇用状況報告」の集計結果を公表します

鹿児島労働局（局長 永野 和則）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業の場合は2.5%。）以上の障害者を雇うことを義務付けています。（法第38条、第43条）。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率2.5% ※本年3月までの法定雇用率は2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・ 対象企業に雇用されている障害者数は5,236.0人

対前年差233.0人増加、対前年比4.66%増加

・ 実雇用率は2.66%で、対前年比0.04ポイント上昇（全国10位）

○法定雇用率達成企業の割合は、57.2%で対前年比3.8ポイント低下

〈公的機関〉（同2.8%（2.6%）、県教育委員会等は2.7%（2.5%））（ ）は前年の値

○県、市町村の機関等で雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。

・ 県、市町村の機関等における雇用状況

雇用されている障害者数は852.0人（816.0人）で、対前年差36.0人増加

実雇用率は2.77%（2.68%）で、対前年比0.09ポイント上昇

○県教育委員会等で雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で下回る。

・ 県教育委員会等における雇用状況

雇用されている障害者数は315.5人（327.5人）で、対前年差12.0人減少

実雇用率は2.46%（2.51%）で、対前年比0.05ポイント低下

〈独立行政法人など〉（同2.8%（2.6%））

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。（ ）は前年の値

・ 雇用されている障害者数は80.0人（71.5人）で、対前年差8.5人増加

実雇用率は2.97%（2.67%）で、対前年比0.3ポイント上昇

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

【1 一般の民間企業における雇用状況（常用労働者数 40.0 人以上規模の企業）】

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 障害種別では身体障害者が 3,146.5 人（実人数 2,510 人）で前年に比べ 2.68%（82.0 人）増加、知的障害者が 1,263.5 人（実人数 1,312 人）で前年に比べ 2.93%（36.0 人）増加、精神障害者が 826.0 人（実人数 848 人）で前年に比べ 16.2%（115.0 人）増加し、特に精神障害者の伸びが大きくなっている。
- ・ 実雇用率は、前年に比べて 0.04 ポイント上昇の 2.66%（全国平均の 2.41%を上回り全国 10 位）となり、過去最高となった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、前年と比べて 3.8 ポイント低下の 57.2%（全国平均の 46.0%を上回り全国 14 位）となった。

【第 1 表、第 7 表】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別の実雇用率は、500 人～1,000 人未満（企業数 43 社）以外の企業規模において法定雇用率 2.5%を上回った。

【第 3 表】

○ 産業別の状況

- ・ 産業別の実雇用率は、「運輸業、郵便業」（3.23%）、「医療、福祉」（3.04%）、「製造業」（2.77%）、「サービス業」（2.77%）、「卸売業、小売業」（2.60%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.50%）において法定雇用率 2.5%を上回っている。
- ・ 産業別の達成企業割合については、「製造業」（64.2%）、「医療、福祉」（63.7%）、「運輸業、郵便業」（61.6%）が 60%を超えている。また、「農林、漁業、鉱業」「電気・ガス・熱供給業」「情報通信業」「金融業、保険業」「教育、学習支援業」が前年より増加した。

【第 3 表】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 法定雇用率未達成企業は、618 社となり前年の 513 社より 105 社増加となった。また、法定雇用率未達成企業のうち障害者を 1 人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は 366 社（59.2%）あり、不足数が 0.5 人又は 1 人である企業（1 人不足企業）は 433 社（70.1%）となっている。

【第 5 表】

【2 公的機関における在職状況】

○ 県・市町村の機関（法定雇用率 2.8%）

- ・ 2.8%の法定雇用率が適用される県・市町村の機関に在職している障害者の数は、66 機関、852.0 人で前年より 4.41%（36.0 人）増加となり、実雇用率は 2.77%で前年に比べて 0.09 ポイント上昇した。66 機関のうち 46 機関が法定雇用率達成。

[未達成機関] 阿久根市、指宿市（※）、西之表市、薩摩川内市、曾於市、南さつま市、志布志市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、中種子町（※）、天城町、伊仙町、枕崎市立病院、阿久根市教育委員会、大崎町教育委員会、東串良町教育委員会、徳之島町教育委員会、天城町教育委員会の 20 機関。

（※指宿市、中種子町は、現在、法定雇用率達成となっている。）。

【第 2 表、第 9 表－1】

○ 県の教育委員会等（法定雇用率 2.7%）

- ・ 2.7%の法定雇用率が適用される機関に在職している障害者の数は、1 機関 315.5 人で、前年より 3.66%（12.0 人）減少となり、実雇用率は 2.46%で前年を 0.05 ポイント下回り、法定雇用率未達成となった。

【第 2 表、第 9 表－ 2】

障害者雇用率未達成企業等への対応

（1）民間企業

未達成企業数が 618 社となり、前年より 105 社増加している。

この要因については、令和 6 年 4 月からの法定雇用率 2.5%の引き上げ等に伴い、達成から未達成に転じた一部の企業があるほか、新たに報告義務の対象となった一部の企業が達成できなかったことがあげられることから、鹿児島労働局・ハローワークによる法定雇用率達成指導を確実に実施し、早期解消を図る。

特に、障害者雇用ゼロ企業（障害者を 1 人も雇用していない企業）については、ハローワークと障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携して、雇入れ準備から採用後の定着支援まで一貫して支援を行う「チーム支援」や、障害者就職面接会や特別支援学校生を対象とした職場実習面接会への参加勧奨及び精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（オンラインでの開催も含む）の受講案内等、重点的に支援を行う。

募集の際にはハローワークの活用を促し、障害者専用求人による募集や、企業説明会・ミニ選考会を開催するなど企業と障害者のマッチングに取り組む。

また、今年法定雇用率未達成企業を対象とした障害者雇用の基礎セミナーを実施することとし、「障害特性」「障害特性に配慮した職務の選定」「障害特性を踏まえた雇用管理」「募集・採用・職場定着に係る支援」などについて説明を行い、障害者雇用の動機付けを図り、チーム支援などの支援につなげることとする。

（2）公的機関

公的機関については、率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場であることを踏まえ、鹿児島労働局長より法定雇用率未達成の機関に対し、雇入れ計画の作成・提出を指導し、計画的な法定雇用率の達成を要請する。雇入れ計画の実施状況が不十分である公的機関に対しては、適正実施勧告を行い公表する。

職場定着に向けた相談窓口を労働局及び各ハローワークに設けており、ハローワーク等の就労支援機関と連携した採用計画への取り組みや職場実習の推進についても提案を行う。

また、各機関においては、「障害者活躍推進計画」を作成・公表することが義務づけられており、雇入れ計画の作成を行う機関については、当該計画を踏まえた、実現性のある障害者雇用の取り組みとなるよう提案を行う。

◎法定雇用率達成指導

未達成企業（機関）に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状等を説明の上、障害者雇用事例の提供や就労支援機関による支援内容等を助言・説明し、障害者雇用への理解を深め、早期の未達成解消に向けた指導を行うもの。

総括表

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

区 分	企業数 又は 機関数	常用労働者数 又は 職員数	障害者数	実雇用率	達成企業数 又は 機関数	達成割合	雇用率の 全国平均
一般の民間企業 (法定雇用率2.5%)	企業 1,444	人 196,979.0	人 5,236.0	% 2.66	826	57.2%	% 2.41
	(1,315)	(191,097.0)	(5,003.0)	(2.62)	(802)	(61.0%)	(2.33)
県・市町村の機関 (法定雇用率2.8%)	66	30,757.5	852.0	2.77	46	70.0%	2.81
	(62)	(30,476.0)	(816.0)	(2.68)	(46)	(74.2%)	(2.70)
都道府県教育委員会等 (法定雇用率2.7%)	1	12,849.0	315.5	2.46	0	0.0%	2.43
	(2)	(13,049.0)	(327.5)	(2.51)	(2)	(100.0%)	(2.34)
独立行政法人等 (法定雇用率2.8%)	2	2,689.5	80.0	2.97	2	100.0%	2.85
	(2)	(2,682.0)	(71.5)	(2.67)	(2)	(100.0%)	(2.76)

() は令和5年6月1日現在

- 注 1 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者であり、特定短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 2 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

障害者雇用状況

第1表 一般の民間企業における障害者の雇用状況

[令和6年6月1日現在]

区分	① 企業数	② 常用労働者数		③ 障害者の数			④ 身体障害者の数			⑤ 知的障害者の数					⑥ 精神障害者の数			⑦ 実雇用率
		A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 重度身体障害者である特定短時間労働者	F 計 $A \times 2 + B + C + \{(D + E) \times 0.5\}$	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の知的障害者	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E 重度知的障害者である特定短時間労働者	F 計 $A \times 2 + B + C + \{(D + E) \times 0.5\}$	C 精神障害者	D 精神障害者である短時間労働者	E 精神障害者である特定短時間労働者	F 計 $C + D + (E \times 0.5)$	
全国	117,239	28,162	399,067	677,461	5,011	368,949	22,915	4,469	95,510	22,965	1,008	157,795	109,827	36,902	7,976	150,717	2.41	
(108,202)	(27,523)	(661.0)	(642,178.0)	(104,794)	(13,119)	(128,976)	(22,524)	(4,434)	(90,787)	(22,907)	(-)	(151,722.5)	(96,222)	(34,076)	(-)	(130,298.0)	(2.33)	
鹿児島	1,444	196,979	5,236	774	53	3,146	109	32	856	311	4	1,263	521	283	44	826	2.66	
(1,315)	(191,097)	(5,003)	(761)	(157)	(-)	(3,064.5)	(118)	(18)	(839)	(269)	(-)	(1,227.5)	(470)	(241)	(-)	(711.0)	(2.62)	

注 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数である。

注 2 除外率：「対象障害者が就業することが困難であると認められる職種」が相当の割合を占める業種ごとに定められた率。

注 3 第1表の④、⑤A欄については1人を2人に相当するものとしてダブルカウント、④、⑤D、E欄及び⑥E欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については1人を1カウントとしている。

注 4 ④、⑤のA、C欄及び⑥のC欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、④、⑤のB、D欄及び⑥のD欄は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、④、⑤、⑥のE欄は、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

() は令和5年6月1日現在

第2表 公的機関における在職状況 (鹿児島県、市町村の機関)

(1) 県市町村の機関 (法定雇用率2.8%の機関)

[令和6年6月1日現在]

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の算定基礎となる職員数		③ 障害者の数			④ 身体障害者の数			⑤ 知的障害者の数					⑥ 精神障害者の数			⑦ 実雇用率
		A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 重度身体障害者である特定短時間労働者	F 計 $A \times 2 + B + C + \{(D + E) \times 0.5\}$	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の知的障害者	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E 重度知的障害者である特定短時間労働者	F 計 $A \times 2 + B + C + \{(D + E) \times 0.5\}$	C 精神障害者	D 精神障害者である短時間労働者	E 精神障害者である特定短時間労働者	F 計 $C + D + (E \times 0.5)$	
2.8%の機関	66	30,757	5	852	165	41	266	74	13	9	1	22	96	57	2	154	2.77	
(62)	(30,476)	(816.0)	(164)	(40)	(257)	(74)	(662.0)	(0)	(15)	(4)	(-)	(19.0)	(87)	(48)	(-)	(135.0)	(2.68)	

(2) 県教育委員会等 (法定雇用率2.7%の機関)

区分	① 企業	② 常用労働者数		③ 障害者の数			④ 身体障害者の数			⑤ 知的障害者の数					⑥ 精神障害者の数			⑦ 実雇用率
		A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 重度身体障害者である特定短時間労働者	F 計 $A \times 2 + B + C + \{(D + E) \times 0.5\}$	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の知的障害者	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E 重度知的障害者である特定短時間労働者	F 計 $A \times 2 + B + C + \{(D + E) \times 0.5\}$	C 精神障害者	D 精神障害者である短時間労働者	E 精神障害者である特定短時間労働者	F 計 $C + D + (E \times 0.5)$	
2.7%の機関	1	12,849	0	315	87	0	111	3	2	0	0	2.0	27	0	0	27	2.46	
(2)	(13,049)	(327.5)	(93)	(0)	(113)	(3)	(300.5)	(0)	(2)	(0)	(-)	(2.0)	(25)	(0)	(-)	(25.0)	(2.51)	

() は令和5年6月1日現在

注 1 職員数は、除外職員を除いた数である。

注 2 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。

注 3 法令上、短時間労働者以外の重度知的障害者及び重度身体障害者については1人を2人に相当するものとしてカウントし、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

注 4 ④、⑤のA、C欄及び⑥のC欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の勤務職員、④、⑤のB、D欄及び⑥のD欄は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の勤務職員、④、⑤、⑥のE欄は、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の勤務職員である。

注 5 雇用率2.7%の適用機関は、県教育委員会及び全日制高校設置の市教育委員会であり、それ以外は全て2.8%が適用される。

第3表 一般の民間企業における産業別 障害者の雇用状況

[令和6年6月1日現在]

産業別		① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者数	④ 実雇用率	⑤ 雇用率達成 企業の割合
		企業	人	人	%	%
産業別	農林、漁業、鉱業	31 (21)	2,624.5 (2,125.5)	60.5 (47.0)	2.31 (2.21)	54.8 (47.6)
	建設業	74 (61)	6,025.0 (5,250.5)	127.0 (121.5)	2.11 (2.31)	48.6 (59.0)
	製造業	232 (205)	31,314.5 (30,275.0)	868.5 (892.0)	2.77 (2.95)	64.2 (72.2)
	食料品	113 (98)	18,095.5 (17,257.5)	521.0 (532.5)	2.88 (3.09)	60.2 (69.4)
	電気機械	22 (19)	3,103.0 (3,743.5)	89.5 (130.5)	2.88 (3.49)	81.8 (84.2)
	その他の機械製造業	21 (21)	1,604.5 (1,672.0)	35.0 (42.0)	2.18 (2.51)	61.9 (76.2)
	その他の製造業	76 (67)	8,511.5 (7,602.0)	223.0 (187.0)	2.62 (2.46)	65.8 (71.6)
	電気・ガス・熱供給業	3 (3)	374.5 (410.0)	5.0 (2.0)	1.34 (0.49)	33.3 (0.0)
	情報通信業	34 (34)	3,865.0 (3,859.5)	56.0 (51.5)	1.45 (1.33)	41.2 (38.2)
	運輸業、郵便業	86 (82)	10,390.5 (10,235.0)	335.5 (306.5)	3.23 (2.99)	61.6 (64.6)
	卸売業、小売業	196 (187)	38,056.0 (38,168.5)	989.5 (952.0)	2.60 (2.49)	52.6 (52.9)
	金融業、保険業	16 (15)	5,782.5 (5,776.0)	117.5 (92.5)	2.03 (1.60)	31.3 (20.0)
	不動産業、物品賃貸業	19 (21)	2,422.5 (2,683.5)	46.5 (51.0)	1.92 (1.90)	47.4 (47.6)
	学術研究、 専門・技術サービス業	30 (27)	4,232.0 (4,004.5)	86.5 (81.5)	2.04 (2.04)	43.3 (44.4)
	宿泊業、飲食サービス業	54 (48)	6,640.0 (5,760.5)	144.5 (134.5)	2.18 (2.33)	51.9 (64.6)
	生活関連サービス業、 娯楽業	44 (37)	4,276.0 (4,077.5)	107.0 (109.0)	2.50 (2.67)	47.7 (56.8)
	教育、学習支援業	29 (28)	4,665.5 (4,564.5)	73.0 (61.5)	1.56 (1.35)	31.0 (28.6)
	医療、福祉	465 (432)	57,654.5 (55,883.5)	1,754.0 (1,609.0)	3.04 (2.88)	63.7 (66.7)
	複合サービス事業	29 (27)	6,298.5 (6,738.5)	123.0 (141.5)	1.95 (2.10)	41.4 (44.4)
サービス業	102 (87)	12,357.5 (11,284.5)	342.0 (350.0)	2.77 (3.10)	58.8 (66.7)	
規模別	40.0～100人未満	843 (715)	51,174.5 (45,657.5)	1,294.5 (1,100.0)	2.53 (2.41)	56.1 (57.6)
	100～300人未満	457 (454)	66,299.5 (65,766.0)	1,811.0 (1,843.5)	2.73 (2.80)	60.2 (67.0)
	300～500人未満	85 (90)	28,637.5 (30,599.0)	718.5 (755.5)	2.51 (2.47)	51.8 (55.6)
	500～1,000人未満	43 (41)	25,921.5 (25,444.0)	645.5 (622.0)	2.49 (2.44)	53.5 (61.0)
	1000人以上	16 (15)	24,946.0 (23,630.5)	766.5 (682.0)	3.07 (2.89)	68.8 (73.3)
計		1,444 (1,315)	196,979.0 (191,097.0)	5,236.0 (5,003.0)	2.66 (2.62)	57.2 (61.0)

() は令和5年6月1日現在

第4表 令和5年6月2日から令和6年6月1日までに雇い入れられた障害者数

[令和6年6月1日現在]

区分	計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療・福祉	複合サービス 事業	サービス業	その他
新規雇用数	人	63.5	30.0	70.5	226.5	1.5	34.5	84.0
	(476.5)	(76.5)	(21.0)	(68.0)	(196.0)	(12.5)	(31.0)	(71.5)
比率	100.0%	12.4%	5.9%	13.8%	44.4%	0.3%	6.8%	16.5%
	(100.0%)	(16.1%)	(4.4%)	(14.3%)	(41.1%)	(2.6%)	(6.5%)	(15.0%)

() は令和5年6月1日現在

第5表

階級別法定雇用数不足企業の状況

[令和6年6月1日現在]

区分	企業数	①法定雇用率 未達成企業数	② 不 足 数						③障害者雇用 ゼロ企業						
			0.5人または1人		1.5人または2人		2.5人または3人			3.5人または4人		4.5人または5人		5.5人以上	
			数	(%)	数	(%)	数	(%)		数	(%)	数	(%)	数	(%)
40.0～100人未満	843	370 (100.0)	343 (92.7)	27 (7.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	346 (93.5)		
100～300人未満	457	182 (100.0)	73 (40.1)	70 (38.5)	28 (15.4)	8 (4.4)	3 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (11.0)			
300～500人未満	85	41 (100.0)	13 (31.7)	11 (26.8)	6 (14.6)	4 (9.8)	3 (7.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
500～1,000人未満	43	20 (100.0)	4 (20.0)	4 (20.0)	7 (35.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
1,000人以上	16	5 (100.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)			
計	1,444	618 (100.0)	433 (70.1)	114 (18.4)	42 (6.8)	14 (2.3)	9 (1.5)	6 (1.0)	366 (59.2)						

注 1 ()は当該企業規模階級内における構成比(%)

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

身体障害者の部位別雇用状況

令和6年6月1日現在

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					※実人数
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計	
民間企業	122	266	1,188	899	2,503	
()	122	248	1,177	839	2,416	()は令和5年6月1日現在

注「身体障害者計」欄には、障害者雇用状況報告の「種類別の身体障害者数」について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					※実人数
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計	
40.0～100人未満	24	76	299	214	618	
()	22	64	253	174	517	()は令和5年6月1日現在
100～300人未満	49	92	421	314	889	
()	50	92	450	320	926	()は令和5年6月1日現在
300～500人未満	23	36	176	139	378	
()	24	41	197	148	411	()は令和5年6月1日現在
500～1000人未満	12	36	148	116	313	
()	13	32	157	98	302	()は令和5年6月1日現在
1,000人以上	14	26	144	116	305	
()	13	19	120	99	260	()は令和5年6月1日現在

注「身体障害者計」欄には、障害者雇用状況報告の「種類別の身体障害者数」について未記入の場合は含まれない。

③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数										※実人数
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計	
農、林、漁業	0	2	0	18	9	0	2	0	18	9	29
()	0	2	0	10	5	0	2	0	10	5	17
鉱業、採石業、砂利採取業	0	1	0	2	3	0	1	0	2	3	6
()	0	1	0	3	4	0	1	0	3	4	8
建設業	2	4	2	38	38	2	4	2	38	38	84
()	2	5	2	36	34	2	5	2	36	34	79
製造業	5	79	4	182	90	5	79	4	182	90	360
()	5	71	5	185	86	5	71	5	185	86	352
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2	3
()	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
情報通信業	2	3	0	9	17	2	3	0	9	17	31
()	1	3	1	8	18	1	3	1	8	18	31
運輸業、郵便業	3	12	2	103	93	3	12	2	103	93	213
()	3	13	2	97	89	3	13	2	97	89	204
卸売業、小売業	13	41	5	186	212	13	41	5	186	212	457
()	12	35	8	192	199	12	35	8	192	199	446
金融業、保険業	1	2	1	37	21	1	2	1	37	21	62
()	1	2	1	27	19	1	2	1	27	19	50
不動産業、物品賃貸業	2	1	1	14	7	2	1	1	14	7	25
()	1	1	2	17	7	1	1	2	17	7	28
学術研究、専門・技術サービス業	2	3	0	19	17	2	3	0	19	17	41
()	2	2	2	23	16	2	2	2	23	16	43
宿泊業、飲食サービス業	3	8	0	22	22	3	8	0	22	22	57
()	4	5	2	22	21	4	5	2	22	21	54
生活関連サービス業、娯楽業	0	7	0	18	16	0	7	0	18	16	41
()	1	6	0	14	15	1	6	0	14	15	36
教育、学習支援業	1	0	0	19	24	1	0	0	19	24	44
()	1	0	0	17	20	1	0	0	17	20	38
医療、福祉	79	68	9	379	246	79	68	9	379	246	781
()	81	67	7	368	222	81	67	7	368	222	745
複合サービス事業	3	5	1	51	25	3	5	1	51	25	85
()	3	7	0	60	29	3	7	0	60	29	99
サービス業	6	30	1	90	57	6	30	1	90	57	184
()	5	28	0	98	54	5	28	0	98	54	185

注「身体障害者計」欄には、障害者雇用状況報告の「種類別の身体障害者数」について未記入の場合は含まれない。

第7表

一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

〔平成22年～令和6年〕

(各年6月1日現在)

区分	企業数	常用労働者数	障害者数		実雇用率		雇用率達成企業の割合		
			増減	増減	増減	増減			
全 国	平成	企業	人	人	人	%	%	%	
	22	71,830	20,356,456.0	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	
	23	75,313	22,260,915.5	366,199.0	23,225.5	1.65	▲0.03	45.3	
	24	76,308	22,577,527.0	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	
	25	85,314	23,213,401.0	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	
	26	86,648	23,650,463.5	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	
	27	87,935	24,122,923.0	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	
	28	89,359	24,650,200.5	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	
	29	91,024	25,204,720.1	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	
	30	100,586	26,104,834.5	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	
	令和								
	元	101,889	26,585,858.0	560,608.5	25,839.0	2.11	0.05	48.0	
	2	102,699	26,866,927.0	578,292.0	17,683.5	2.15	0.04	48.6	
	3	106,924	27,156,780.5	597,786.0	19,494.0	2.20	0.05	47.0	
4	107,691	27,281,606.5	613,958.0	16,172.0	2.25	0.05	48.3		
5	108,202	27,523,661.0	642,178.0	28,220.0	2.33	0.08	50.1		
6	117,239	28,162,399.0	677,461.5	35,283.5	2.41	0.08	46.0		
鹿 児 島 県	平成	企業	人	人	人	%	%	%	
	22	852	141,628.0	2,907.5	147.0	2.05	0.10	61.7	
	23	878	156,455.5	3,019.5	112.0	1.93	▲0.12	61.3	
	24	905	167,228.0	3,212.5	193.0	1.92	▲0.01	59.7	
	25	1,051	178,435.5	3,602.0	389.5	2.02	0.10	56.2	
	26	1,068	180,609.0	3,644.0	42.0	2.02	0.00	57.8	
	27	1,088	177,510.5	3,702.0	58.0	2.09	0.07	59.0	
	28	1,092	186,641.5	4,028.5	326.5	2.16	0.07	61.5	
	29	1,137	183,466.5	4,064.0	35.5	2.22	0.06	61.7	
	30	1,281	190,783.5	4,468.5	404.5	2.34	0.12	59.1	
	令和								
	元	1,284	191,605.5	4,608.0	139.5	2.40	0.06	60.4	
	2	1,278	192,168.0	4,687.5	79.5	2.44	0.04	62.0	
	3	1,325	194,190.0	4,937.5	250.0	2.54	0.10	61.6	
4	1,327	192,861.0	4,882.5	▲55.0	2.53	▲0.01	59.8		
5	1,315	191,097.0	5,003.0	120.5	2.62	0.09	61.0		
6	1,444	196,979.0	5,236.0	233.0	2.66	0.04	57.2		

注 障害者数とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次の①②いずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

- ①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

平成18年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
精神障害者
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

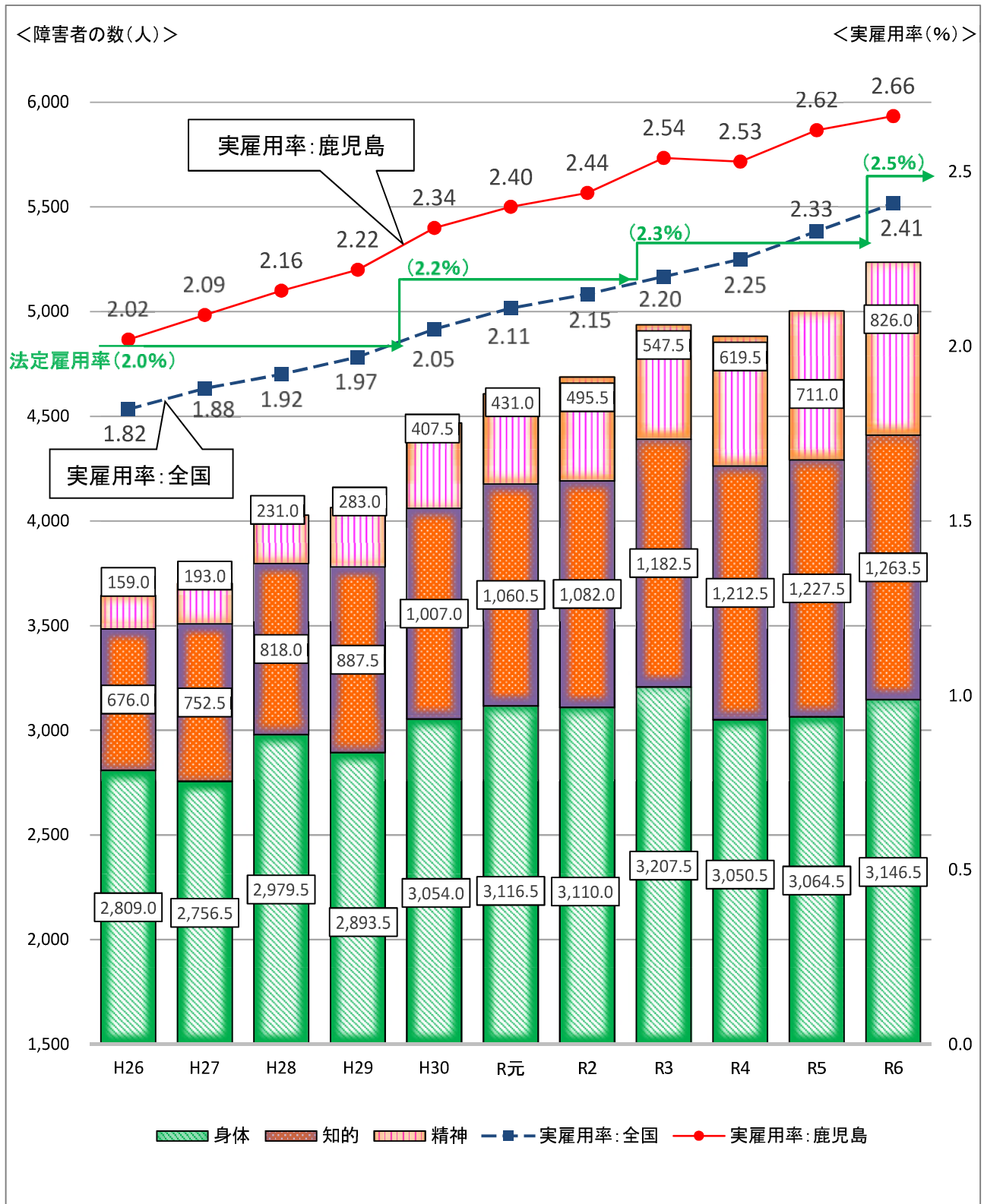
平成23年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者は0.5人カウント
知的障害者である短時間労働者は0.5人カウント

第8表

民間企業における障害者雇用状況の推移（鹿児島県）

令和6年6月1日現在



注 1 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上の企業）についての集計である。
 2 「障害者の数」とは、第7表の下欄に掲げる者の合計数である。

第9表-1

公的機関における在職状況(令和6年6月1日現在)

市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

	①法定雇用障害者の 算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	備考
計(63機関)	23,708.0	648.0	2.73	42.0	
鹿 児 島 市	4,761.5	138.0	2.90	0.0	地方特例
鹿 屋 市	1,089.5	31.5	2.89	0.0	地方特例
枕 崎 市	349.5	11.0	3.15	0.0	地方特例
阿 久 根 市	305.0	5.0	1.64	3.0	
出 水 市	773.0	24.0	3.10	0.0	地方特例
指 宿 市	751.5	20.5	2.73	0.5	地方特例 注5①
西 之 表 市	217.0	5.0	2.30	1.0	
垂 水 市	362.0	14.0	3.87	0.0	地方特例
薩 摩 川 内 市	1,116.0	27.5	2.46	3.5	地方特例
日 置 市	657.5	19.0	2.89	0.0	地方特例
曾 於 市	488.0	11.5	2.36	1.5	地方特例
霧 島 市	1,375.5	39.5	2.87	0.0	地方特例
い ち き 串 木 野 市	452.5	15.0	3.31	0.0	地方特例
南 さ つ ま 市	585.5	10.5	1.79	5.5	地方特例
志 布 志 市	569.5	14.5	2.55	0.5	地方特例
奄 美 市	789.0	24.0	3.04	0.0	
南 九 州 市	511.0	15.0	2.94	0.0	地方特例
伊 佐 市	357.0	10.5	2.94	0.0	
始 良 市	769.0	14.5	1.89	6.5	地方特例
三 島 村	69.0	2.0	2.90	0.0	
十 島 村	133.5	3.0	2.25	0.0	
さ つ ま 町	401.0	8.0	2.00	3.0	地方特例
長 島 町	336.0	6.0	1.79	3.0	地方特例
湧 水 町	199.5	1.0	0.50	4.0	
大 崎 町	148.0	4.0	2.70	0.0	
東 串 良 町	110.5	4.0	3.62	0.0	
錦 江 町	113.0	4.0	3.54	0.0	
南 大 隅 町	127.0	4.0	3.15	0.0	
肝 付 町	347.0	9.0	2.59	0.0	地方特例
中 種 子 町	126.0	2.5	1.98	0.5	注5②
南 種 子 町	141.5	3.5	2.47	0.0	地方特例
屋 久 島 町	309.0	10.0	3.24	0.0	地方特例
大 和 村	148.0	6.0	4.05	0.0	
宇 検 村	99.5	4.0	4.02	0.0	
瀬 戸 内 町	319.5	12.0	3.76	0.0	
龍 郷 町	135.5	3.5	2.58	0.0	
喜 界 町	226.0	6.0	2.65	0.0	地方特例
徳 之 島 町	251.5	7.0	2.78	0.0	
天 城 町	234.0	4.0	1.71	2.0	
伊 仙 町	110.0	2.0	1.82	1.0	
和 泊 町	185.0	5.0	2.70	0.0	
知 名 町	171.5	4.0	2.33	0.0	
与 論 町	176.0	4.0	2.27	0.0	
鹿 児 島 市 立 病 院	844.0	26.0	3.08	0.0	
鹿 児 島 市 水 道 局	451.5	13.0	2.88	0.0	
鹿 児 島 市 交 通 局	169.0	8.0	4.73	0.0	
鹿 児 島 市 船 舶 局	68.0	2.0	2.94	0.0	
出 水 市 病 院 事 業	353.5	12.0	3.39	0.0	
枕 崎 市 立 病 院	44.5	0.0	0.00	1.0	
阿 久 根 市 教 委	80.0	1.5	1.88	0.5	
奄 美 市 教 委	174.5	5.0	2.87	0.0	
伊 佐 市 教 委	37.0	1.0	2.70	0.0	
湧 水 町 教 委	47.5	1.0	2.11	0.0	
大 崎 町 教 委	36.0	0.0	0.00	1.0	
東 串 良 町 教 委	40.5	0.0	0.00	1.0	
錦 江 町 教 委	44.0	1.0	2.27	0.0	
中 種 子 町 教 委	48.5	1.0	2.06	0.0	
瀬 戸 内 町 教 委	57.0	2.0	3.51	0.0	
徳 之 島 町 教 委	85.5	0.0	0.00	2.0	
天 城 町 教 委	59.0	0.0	0.00	1.0	
和 泊 町 教 委	64.5	3.0	4.65	0.0	
知 名 町 教 委	55.0	1.5	2.73	0.0	
与 論 町 教 委	51.5	1.0	1.94	0.0	

第9表-2

県の機関（法定雇用率2.8%）

	①法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	備考
計（3機関）	7,049.5	204.0	2.89	0.0	
鹿児島県知事部局	5,622.5	164.0	2.92	0.0	
鹿児島県立病院局	960.0	27.0	2.81	0.0	
鹿児島県警察	467.0	13.0	2.78	0.0	

県教育委員会（法定雇用率2.7%）

	①法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	備考
計（1機関）	12,849.0	315.5	2.46	30.5	
鹿児島県教委	12,849.0	315.5	2.46	30.5	

独立行政法人等（法定雇用率2.8%）

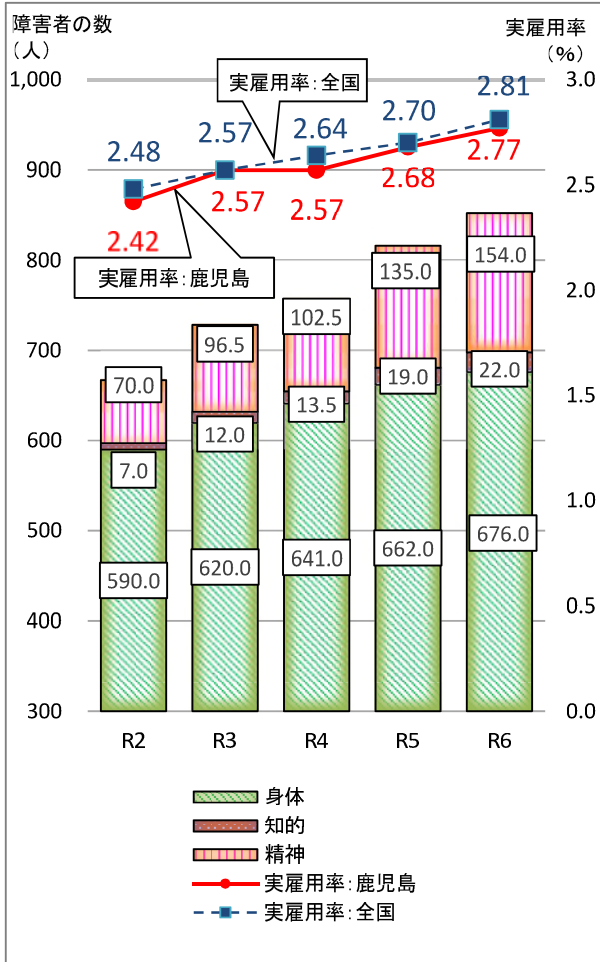
	①法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	備考
計（2機関）	2,689.5	80.0	2.97	0.0	
鹿児島大学	2,560.5	77.0	3.01	0.0	
鹿屋体育大学	129.0	3.0	2.33	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法令上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 地方特例とは、市町長部局及び市町長部局と人的関係が緊密である教育委員会の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該教育委員会に勤務する職員を当該市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①指宿市は11月18日時点において、障害者の数21.5人、実雇用率2.86%、不足数0.0人となっている。

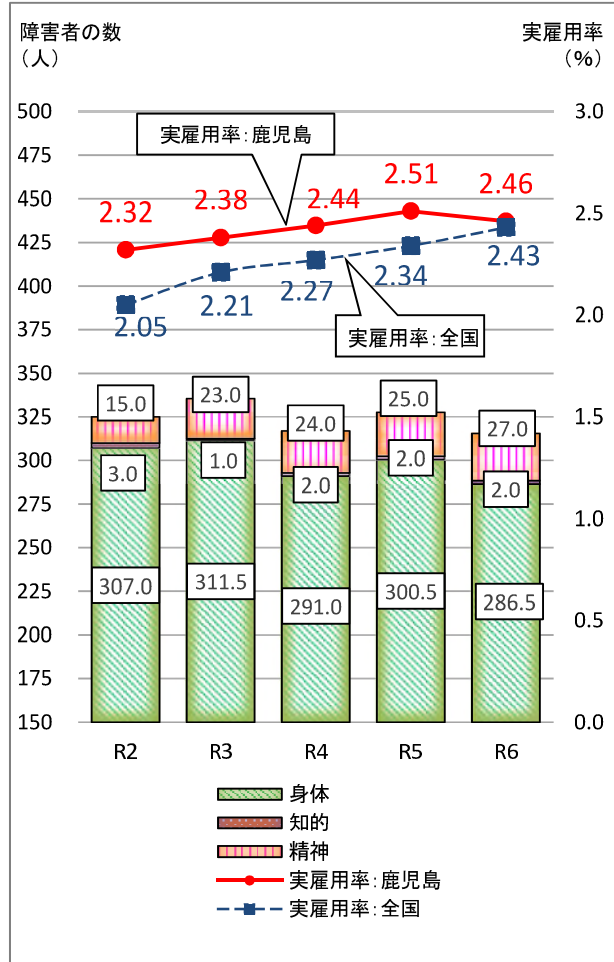
地方公共団体における障害者雇用状況の推移（鹿児島県）

令和6年6月1日現在

法定雇用率2.8%の機関
(県・市町村の機関)



法定雇用率2.7%の機関
(県教育委員会等)



注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者
- (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次の①②いずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

- ①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウント

令和6年以降

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 精神障害者
- 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者
- 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)

報道関係者 各位

令和6年12月27日

【照会先】

鹿児島労働局

職業安定部 職業対策課

課長 徳元 秀明

高齢者対策担当官 内田 輝隆

(電話) 099(219)8712 (内線153)

令和6年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

鹿児島労働局(局長 永野和則)では、このたび、令和6年「高年齢者雇用状況等報告」(6月1日現在)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】※ [] は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(7ページ表1、8ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9% [変動なし]

・ 中小企業では99.9% [変動なし]、大企業では100.0% [変動なし]

- ・ 高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が62.6% [1.9ポイント減少]
「定年制の廃止」により実施している企業は3.3% [0.1ポイント増加]
「定年の引上げ」により実施している企業は34.1% [1.8ポイント増加]

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

(9ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は39.9% [2.5ポイント増加]
(全国5位)

・ 中小企業では40.3% [2.5ポイント増加]、大企業では31.4% [変動なし]

「高年齢者雇用状況等報告」について

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう、企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業3,108社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和6年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです*。

鹿児島労働局では、今後も、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、鹿児島労働局、ハローワークによる必要な指導や助言を実施していきます。

<集計対象>

- 鹿児島県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業3,108社
（報告書用紙送付企業数3,423社）
 - ・ 中小企業（21～300人規模）：2,955 社
 - ・ 大企業（301人以上規模）：153 社

※ 集計結果の詳細は次ページ以降をご参照ください。

1 65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況（7ページ表1）

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業（3,106社）は、報告した企業全体の99.9% [変動なし] で、中小企業では99.9%^{注2} [変動なし]、大企業では100.0% [変動なし] であった。

注1 雇用確保措置

高齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入*

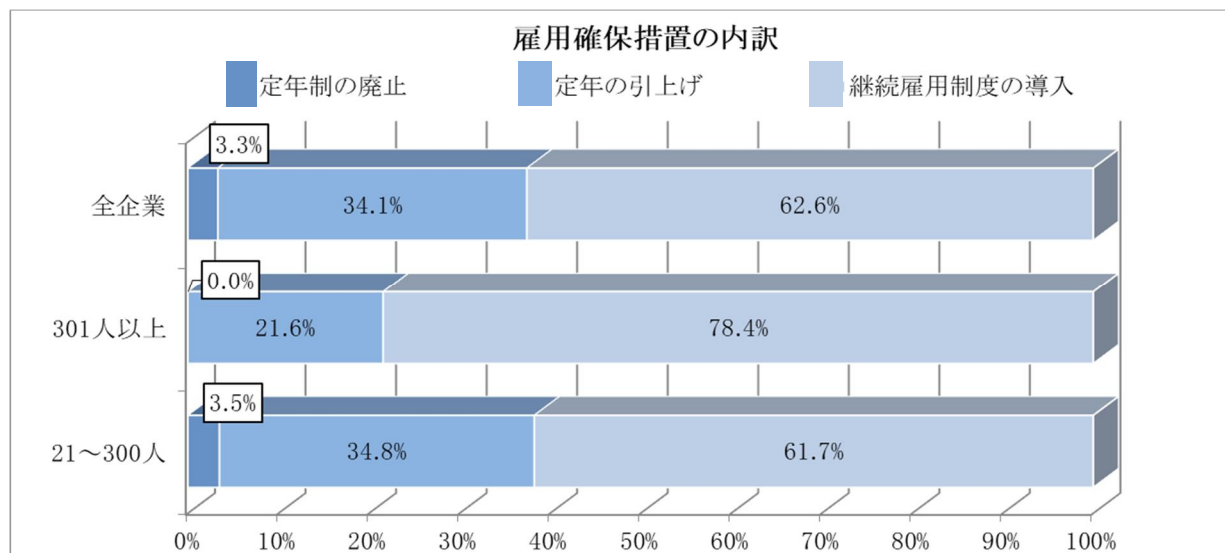
※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能（経過措置）。基準を適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的に引き上げており、令和4年4月1日から令和7年3月31日における基準を適用できる年齢は64歳である。

注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%となる数値については小数点第2位以下を切り上げ、100%となる数値については、小数点第2位以下を切り捨てとしている数値がある。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（8ページ表3-1）

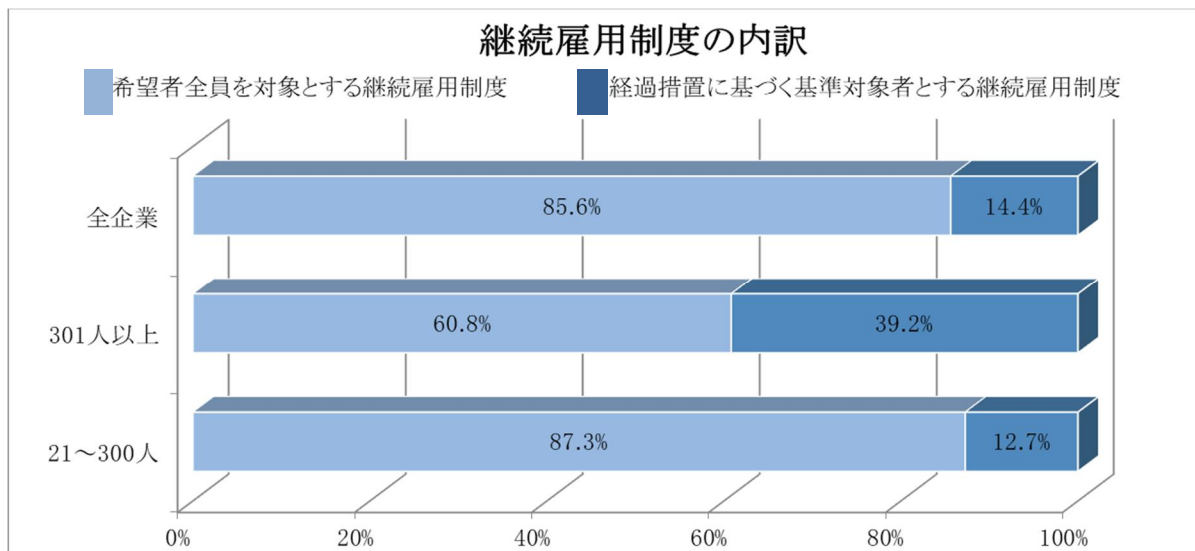
雇用確保措置を実施済みの企業（3,106社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（103社）は3.3% [0.1ポイント増加]、定年の引上げ（1,060社）は34.1% [1.8ポイント増加]、継続雇用制度の導入（1,943社）は62.6% [1.9ポイント減少] であった。



(3) 継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業の状況（8ページ表3-2）

継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業（1,943社）を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は85.6% [1.1ポイント増加] で、中小企業では87.3% [1.0ポイント増加]、大企業では60.8% [3.0ポイント増加] であった。

一方、経過措置に基づき、対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）は、企業規模計では14.4% [1.1ポイント減少] であったが、大企業に限ると39.2% [3.0ポイント減少] であった。

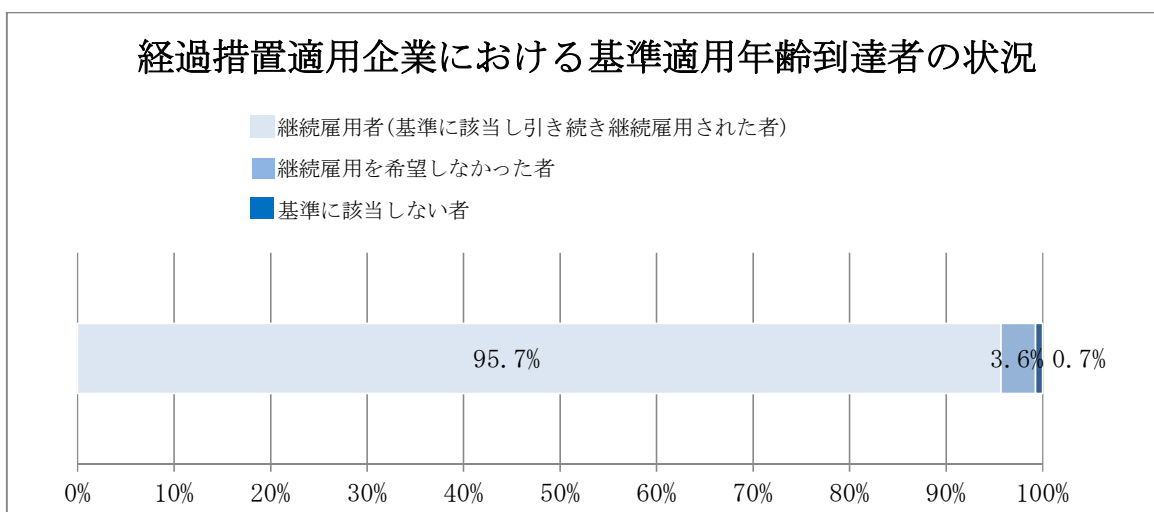


(参考) 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況^{注3} (10 ページ表 6)

上記 1 (1) の注 1 に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去 1 年間 (令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日) に、基準を適用できる年齢 (64 歳) に到達した者 (534 人) のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 95.7% [0.1 ポイント増加]、継続雇用の更新を希望しなかった者は 3.6% [0.4 ポイント増加]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 0.7% [0.5 ポイント減少] であった。

注 3 本集計に係る留意点

本集計は、原則小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが 100% とはならない。



2 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況^{注4} (9 ページ表 4 - 1)

(1) 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置 (以下「就業確保措置」^{注5} という。) を実施済みの企業 (1,240 社) は、報告した企業全体の 39.9% [2.5 ポイント増加] で、中小企業では 40.3% [2.5 ポイント増加]、大企業では 31.4% [変動なし] であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みの企業 (1,240 社) について措置内容別に見ると、報告した

企業全体のうち、定年制の廃止（103社）は3.3% [0.1ポイント増加]、定年の引上げ（84社）は2.7% [0.1ポイント増加]、継続雇用制度の導入（1,053社）は33.9% [2.3ポイント増加]、創業支援等措置^{注6}の導入（0社）は0.0% [変動なし]であった。

注4 本集計に係る留意点

本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが就業確保措置実施済み企業の割合に一致しない場合がある。

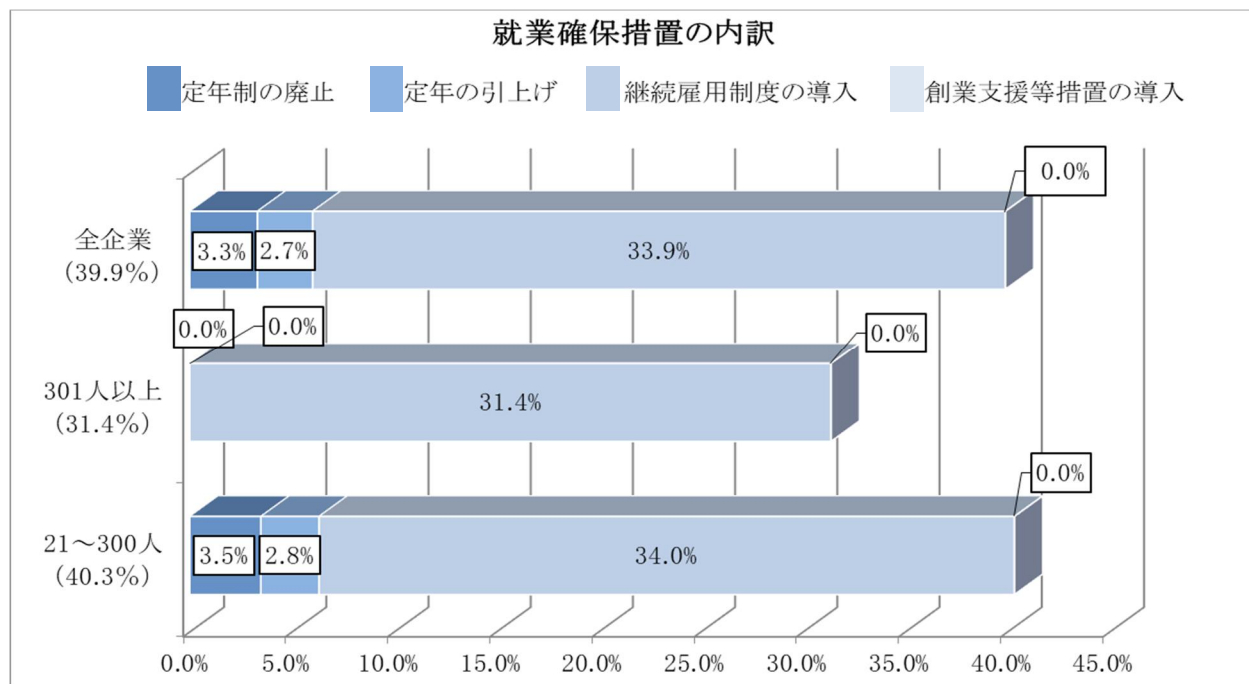
注5 就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

- ①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

注6 創業支援等措置

注5の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。



3 企業における定年制の状況（10ページ表5）

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- ・ 定年制を廃止している企業（103社）は3.3% [0.1ポイント増加]
- ・ 定年を60歳とする企業（1,842社）は59.3% [2.3ポイント減少]
- ・ 定年を61～64歳とする企業（103社）は3.3% [0.4ポイント増加]
- ・ 定年を65歳とする企業（915社）は29.4% [1.9ポイント増加]
- ・ 定年を66～69歳とする企業（61社）は2.0% [0.1ポイント減少]
- ・ 定年を70歳以上とする企業（84社）は2.7% [0.1ポイント増加]

企業における定年制の状況

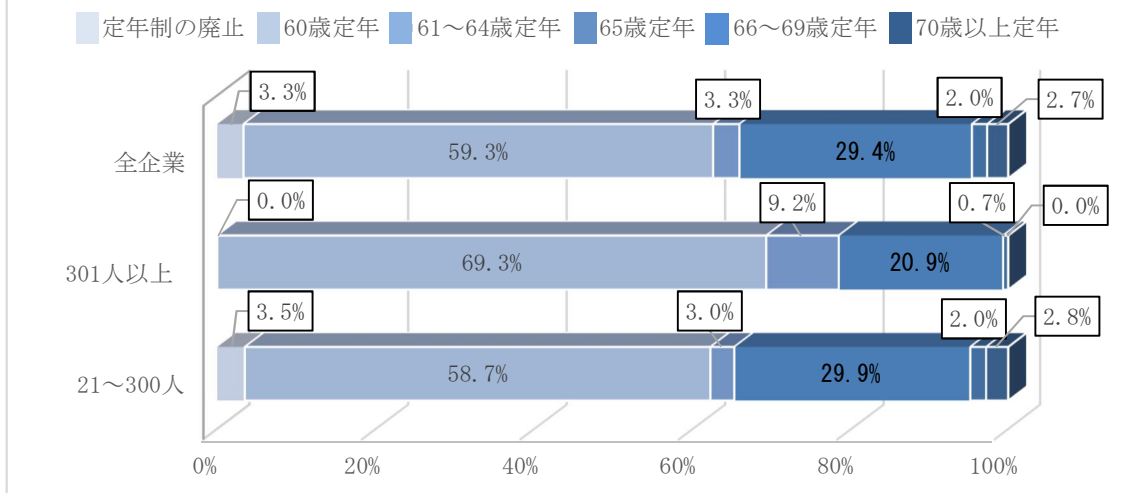


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上 総計	3,106	(3,173)	2	(3)	3,108	(3,176)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	2,288	(2,315)	2	(2)	2,290	(2,317)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	2,953	(3,014)	2	(3)	2,955	(3,017)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	818	(858)	0	(1)	818	(859)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	2,135	(2,156)	2	(2)	2,137	(2,158)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	153	(159)	0	(0)	153	(159)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「31人以上総計」および「31人~300人」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合			
	合計	21人以上	31人以上	21人以上	31人以上	
合計	99.9%	(99.9%)	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)
21~30人	100.0%	(99.9%)	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)
31~50人	99.8%	(99.8%)	99.8%	(99.8%)	0.2%	(0.2%)
51~100人	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
101~300人	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
301~500人	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
501~1,000人	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
1,001人以上	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
産業別	21人以上		31人以上			
	合計	21人以上	31人以上	21人以上	31人以上	
合計	99.9%	(99.9%)	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)
農、林、漁業	98.9%	(98.8%)	98.1%	(98.0%)	1.1%	(1.2%)
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
建設業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
製造業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
運輸、郵便業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
卸売業、小売業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
教育、学習支援業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
医療、福祉	99.9%	(99.8%)	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.2%)
複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
その他	0.0%	(100.0%)	0.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の①について、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとし、②について、小数点第2位以下を四捨五入することで0%となる場合は、小数点第2位以下を切り上げとしている。なお、0.0%は報告企業が存在しなかった項目である。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	103 (102) 3.3% (3.2%)	1,060 (1,024) 34.1% (32.3%)	1,943 (2,047) 62.6% (64.5%)	3,106 (3,173) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	58 (56) 2.5% (2.4%)	755 (707) 33.0% (30.5%)	1,475 (1,552) 64.5% (67.0%)	2,288 (2,315) 100.0% (100.0%)
21~300人	103 (100) 3.5% (3.3%)	1,027 (995) 34.8% (33.0%)	1,823 (1,919) 61.7% (63.7%)	2,953 (3,014) 100.0% (100.0%)
21~30人	45 (46) 5.5% (5.4%)	305 (317) 37.3% (36.9%)	468 (495) 57.2% (57.7%)	818 (858) 100.0% (100.0%)
31~300人	58 (54) 2.7% (2.5%)	722 (678) 33.8% (31.4%)	1,355 (1,424) 63.5% (66.0%)	2,135 (2,156) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (2) 0.0% (1.3%)	33 (29) 21.6% (18.2%)	120 (128) 78.4% (80.5%)	153 (159) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
 ※「合計」のうち企業数は、表1の「①実施済み」に対応している。
 ※「②定年の引上げ」は、定年年齢を65歳以上としている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢が65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。
 ※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員を対象とする 継続雇用制度	② 経過措置に基づく基準対象 者とする継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	1,664 (1,730) 85.6% (84.5%)	279 (317) 14.4% (15.5%)	1,943 (2,047) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	1,224 (1,273) 83.0% (82.0%)	251 (279) 17.0% (18.0%)	1,475 (1,552) 100.0% (100.0%)
21~300人	1,591 (1,656) 87.3% (86.3%)	232 (263) 12.7% (13.7%)	1,823 (1,919) 100.0% (100.0%)
21~30人	440 (457) 94.0% (92.3%)	28 (38) 6.0% (7.7%)	468 (495) 100.0% (100.0%)
31~300人	1,151 (1,199) 84.9% (84.2%)	204 (225) 15.1% (15.8%)	1,355 (1,424) 100.0% (100.0%)
301人以上	73 (74) 60.8% (57.8%)	47 (54) 39.2% (42.2%)	120 (128) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
 ※「合計」のうち企業数は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業						小計 (②~⑦)	合計 (①~⑦)
		② 自社、子会社 等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等		
21人以上 総計	1,853 (1,959) 95.4% (95.7%)	29 (30) 1.5% (1.5%)	23 (18) 1.2% (0.9%)	31 (33) 1.6% (1.6%)	5 (7) 0.3% (0.3%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (0) 0.1% (0.0%)	90 (88) 4.6% (4.3%)	1,943 (2,047) 100.0% (100.0%)
31人以上 総計	1,394 (1,476) 94.5% (95.1%)	25 (25) 1.7% (1.6%)	21 (15) 1.4% (1.0%)	29 (31) 2.0% (2.0%)	4 (5) 0.3% (0.3%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (0) 0.1% (0.0%)	81 (76) 5.5% (4.9%)	1,475 (1,552) 100.0% (100.0%)
21~300人	1,748 (1,845) 95.9% (96.1%)	24 (25) 1.3% (1.3%)	21 (17) 1.2% (0.9%)	24 (26) 1.3% (1.4%)	4 (6) 0.2% (0.3%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (0) 0.1% (0.0%)	75 (74) 4.1% (3.9%)	1,823 (1,919) 100.0% (100.0%)
21~30人	459 (483) 98.1% (97.6%)	4 (5) 0.9% (1.0%)	2 (3) 0.4% (0.6%)	2 (2) 0.4% (0.4%)	1 (2) 0.2% (0.3%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	9 (12) 1.9% (2.4%)	468 (495) 100.0% (100.0%)
31~300人	1,289 (1,362) 95.1% (95.6%)	20 (20) 1.5% (1.4%)	19 (14) 1.4% (1.0%)	22 (24) 1.6% (1.7%)	3 (4) 0.2% (0.3%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (0) 0.1% (0.0%)	66 (62) 4.9% (4.4%)	1,355 (1,424) 100.0% (100.0%)
301人以上	105 (114) 87.5% (89.1%)	5 (5) 4.2% (3.9%)	2 (1) 1.7% (0.8%)	7 (7) 5.8% (5.5%)	1 (1) 0.8% (0.8%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	15 (14) 12.5% (10.9%)	120 (128) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
 ※「合計」のうち企業数は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。
 ※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表4-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み						②未実施	合計 (①+②)
	定年制の廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入				
21人以上総計	1,240 (1,189)	103 (102)	84 (83)	1,053 (1,004)	0 (0)	1,868 (1,987)	3,108 (3,176)	
	39.9% (37.4%)	3.3% (3.2%)	2.7% (2.6%)	33.9% (31.6%)	0.0% (0.0%)	60.1% (62.6%)	100.0% (100.0%)	
31人以上総計	922 (862)	58 (56)	58 (50)	806 (756)	0 (0)	1,368 (1,455)	2,290 (2,317)	
	40.3% (37.2%)	2.5% (2.4%)	2.5% (2.2%)	35.2% (32.6%)	0.0% (0.0%)	59.7% (62.8%)	100.0% (100.0%)	
21~300人	1,192 (1,139)	103 (100)	84 (83)	1,005 (956)	0 (0)	1,763 (1,878)	2,955 (3,017)	
	40.3% (37.8%)	3.5% (3.3%)	2.8% (2.8%)	34.0% (31.7%)	0.0% (0.0%)	59.7% (62.2%)	100.0% (100.0%)	
21~30人	318 (327)	45 (46)	26 (33)	247 (248)	0 (0)	500 (532)	818 (859)	
	38.9% (38.1%)	5.5% (5.4%)	3.2% (3.8%)	30.2% (28.9%)	0.0% (0.0%)	61.1% (61.9%)	100.0% (100.0%)	
31~300人	874 (812)	58 (54)	58 (50)	758 (708)	0 (0)	1,263 (1,346)	2,137 (2,158)	
	40.9% (37.6%)	2.7% (2.5%)	2.7% (2.3%)	35.5% (32.8%)	0.0% (0.0%)	59.1% (62.4%)	100.0% (100.0%)	
301人以上	48 (50)	0 (2)	0 (0)	48 (48)	0 (0)	105 (109)	153 (159)	
	31.4% (31.4%)	0.0% (1.3%)	0.0% (0.0%)	31.4% (30.2%)	0.0% (0.0%)	68.6% (68.6%)	100.0% (100.0%)	

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。ただし、「② 未実施」については、令和5年表4-1における「②就業確保措置相当の措置実施」および「③その他未実施」の合算値。
 ※「①70歳までの就業確保措置実施済み」のうち、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。
 ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表4-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

	①実施済企業割合		②未実施企業割合		
規模別	合計	39.9% (37.4%)	60.1% (62.6%)		
	21~30人	38.9% (38.1%)	61.1% (61.9%)		
	31~50人	44.3% (39.9%)	55.7% (60.1%)		
	51~100人	39.4% (37.9%)	60.6% (62.1%)		
	101~300人	36.6% (32.9%)	63.4% (67.1%)		
	301~500人	32.6% (32.3%)	67.4% (67.7%)		
	501~1,000人	24.0% (22.9%)	76.0% (77.1%)		
	1,001人以上	47.1% (50.0%)	52.9% (50.0%)		
産業別	合計	39.9% (37.4%)	40.3% (37.2%)	60.1% (62.6%)	59.7% (62.8%)
	農、林、漁業	47.1% (40.2%)	55.8% (44.0%)	52.9% (59.8%)	44.2% (56.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	37.5% (28.6%)	33.3% (20.0%)	62.5% (71.4%)	66.7% (80.0%)
	建設業	51.0% (50.8%)	53.1% (52.6%)	49.0% (49.2%)	46.9% (47.4%)
	製造業	38.0% (36.1%)	38.1% (36.6%)	62.0% (63.9%)	61.9% (63.4%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0% (16.7%)	0.0% (16.7%)	100.0% (83.3%)	100.0% (83.3%)
	情報通信業	20.8% (21.8%)	22.7% (26.1%)	79.2% (78.2%)	77.3% (73.9%)
	運輸、郵便業	37.6% (29.8%)	32.2% (26.4%)	62.4% (70.2%)	67.8% (73.6%)
	卸売業、小売業	32.7% (31.8%)	33.4% (30.2%)	67.3% (68.2%)	66.6% (69.8%)
	金融業、保険業	50.0% (34.6%)	63.2% (38.1%)	50.0% (65.4%)	36.8% (61.9%)
	不動産業、物品賃貸業	24.4% (26.2%)	18.5% (17.2%)	75.6% (73.8%)	81.5% (82.8%)
	学術研究、専門・技術サービス業	36.5% (34.8%)	37.5% (35.4%)	63.5% (65.2%)	62.5% (64.6%)
	宿泊業、飲食サービス業	37.9% (36.1%)	36.8% (32.9%)	62.1% (63.9%)	63.2% (67.1%)
	生活関連サービス業、娯楽業	34.5% (33.3%)	34.3% (31.8%)	65.5% (66.7%)	65.7% (68.2%)
	教育、学習支援業	51.3% (46.6%)	50.0% (44.9%)	48.7% (53.4%)	50.0% (55.1%)
	医療、福祉	42.2% (39.9%)	43.5% (40.8%)	57.8% (60.1%)	56.5% (59.2%)
	複合サービス事業	13.5% (14.7%)	12.5% (10.0%)	86.5% (85.3%)	87.5% (90.0%)
サービス業(他に分類されないもの)	43.3% (37.9%)	44.2% (41.5%)	56.7% (62.1%)	55.8% (58.5%)	
その他	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (100.0%)	0.0% (100.0%)	

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
 ※ 0.0%は報告企業が存在しなかった項目である。

表5 企業における定年制の状況

	定年制の廃止	定年制あり					65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)		報告した全ての企業 (社、%)
		定年制あり					65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)		
		60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上 総計	103 (102)	1,842 (1,957)	103 (93)	915 (873)	61 (68)	84 (83)	1,163 (1,126)	3,108 (3,176)	
	3.3% (3.2%)	59.3% (61.6%)	3.3% (2.9%)	29.4% (27.5%)	2.0% (2.1%)	2.7% (2.6%)	37.4% (35.5%)	100.0% (100.0%)	
31人以上 総計	58 (56)	1,395 (1,476)	82 (78)	656 (615)	41 (42)	58 (50)	813 (763)	2,290 (2,317)	
	2.5% (2.4%)	60.9% (63.7%)	3.6% (3.4%)	28.6% (26.5%)	1.8% (1.8%)	2.5% (2.2%)	35.5% (32.9%)	100.0% (100.0%)	
21～30人	103 (100)	1,736 (1,843)	89 (79)	883 (845)	60 (67)	84 (83)	1,130 (1,095)	2,955 (3,017)	
	3.5% (3.3%)	58.7% (61.1%)	3.0% (2.6%)	29.9% (28.0%)	2.0% (2.2%)	2.8% (2.8%)	38.2% (36.3%)	100.0% (100.0%)	
21～30人	45 (46)	447 (481)	21 (15)	259 (258)	20 (26)	26 (33)	350 (363)	818 (859)	
	5.5% (5.4%)	54.6% (56.0%)	2.6% (1.7%)	31.7% (30.0%)	2.4% (3.0%)	3.2% (3.8%)	42.8% (42.3%)	100.0% (100.0%)	
31～300人	58 (54)	1,289 (1,362)	68 (64)	624 (587)	40 (41)	58 (50)	780 (732)	2,137 (2,158)	
	2.7% (2.5%)	60.3% (63.1%)	3.2% (3.0%)	29.2% (27.2%)	1.9% (1.9%)	2.7% (2.3%)	36.5% (33.9%)	100.0% (100.0%)	
301人以上	0 (2)	106 (114)	14 (14)	32 (28)	1 (1)	0 (0)	33 (31)	153 (159)	
	0.0% (1.3%)	69.3% (71.7%)	9.2% (8.8%)	20.9% (17.6%)	0.7% (0.6%)	0.0% (0.0%)	21.6% (19.5%)	100.0% (100.0%)	

※()内は、令和5年6月1日現在の数値。
 ※「65歳以上定年」の企業数は、表3-1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。
 ※「報告した全ての企業」の企業数は、表1の「合計」に対応している。
 ※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表6 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

企業数 (社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
		19	3.6% (3.2%)	511	95.7% (95.6%)	4	0.7% (1.2%)
141	534	5	2.1% (1.5%)	232	97.5% (96.9%)	1	0.4% (1.5%)
うち女性	238	5	2.1% (1.5%)	232	97.5% (96.9%)	1	0.4% (1.5%)

※()内は、令和5年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は64歳)。
 ※本集計は、令和5年6月1日から令和6年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。
 ※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表7 都道府県別の状況

(社、%)

	報告した 全ての企業		雇用確保措置 実施済企業割合		70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合	
北海道	9,329	(9,316)	99.9%	(99.9%)	38.9%	(35.6%)
青森	2,533	(2,602)	100.0%	(100.0%)	41.2%	(38.2%)
岩手	2,482	(2,506)	100.0%	(100.0%)	42.2%	(39.5%)
宮城	3,748	(3,838)	99.9%	(99.7%)	38.4%	(35.3%)
秋田	2,024	(2,040)	100.0%	(99.9%)	34.9%	(34.3%)
山形	2,277	(2,292)	100.0%	(99.9%)	36.2%	(32.1%)
福島	3,599	(3,596)	99.9%	(99.7%)	37.3%	(34.4%)
茨城	4,258	(4,191)	99.9%	(99.9%)	37.6%	(36.9%)
栃木	3,389	(3,343)	99.9%	(99.8%)	35.2%	(33.2%)
群馬	4,072	(4,036)	100.0%	(100.0%)	34.0%	(31.8%)
埼玉	8,523	(8,698)	99.9%	(99.9%)	36.7%	(33.4%)
千葉	6,922	(6,912)	99.9%	(99.8%)	38.5%	(35.9%)
東京	41,365	(41,105)	99.9%	(100.0%)	25.2%	(23.4%)
神奈川	11,145	(11,110)	99.9%	(99.9%)	29.9%	(27.8%)
新潟	4,568	(4,694)	100.0%	(100.0%)	28.1%	(26.6%)
富山	2,453	(2,451)	100.0%	(99.8%)	26.0%	(24.7%)
石川	2,556	(2,651)	99.9%	(99.6%)	31.7%	(30.1%)
福井	1,851	(1,845)	100.0%	(100.0%)	34.3%	(31.8%)
山梨	1,541	(1,537)	99.7%	(99.9%)	30.0%	(27.8%)
長野	4,010	(3,967)	99.9%	(99.9%)	36.2%	(33.9%)
岐阜	4,037	(4,069)	100.0%	(100.0%)	35.9%	(33.5%)
静岡	7,113	(7,036)	99.8%	(99.8%)	32.6%	(30.3%)
愛知	14,164	(14,110)	100.0%	(100.0%)	32.6%	(30.5%)
三重	3,150	(3,108)	100.0%	(100.0%)	36.0%	(34.2%)
滋賀	2,205	(2,218)	99.9%	(99.8%)	31.9%	(29.8%)
京都	4,530	(4,507)	99.9%	(99.8%)	26.3%	(25.3%)
大阪	18,753	(18,904)	99.9%	(99.9%)	28.1%	(25.7%)
兵庫	7,993	(7,817)	99.8%	(99.9%)	28.8%	(26.0%)
奈良	1,623	(1,638)	100.0%	(100.0%)	36.9%	(35.3%)
和歌山	1,644	(1,630)	99.7%	(100.0%)	31.4%	(28.2%)
鳥取	1,124	(1,172)	99.8%	(99.9%)	30.6%	(29.7%)
島根	1,414	(1,400)	99.9%	(99.9%)	44.6%	(42.4%)
岡山	3,581	(3,492)	99.9%	(99.9%)	34.2%	(31.8%)
広島	5,468	(5,498)	99.9%	(99.9%)	29.1%	(26.8%)
山口	2,432	(2,425)	100.0%	(100.0%)	32.2%	(30.6%)
徳島	1,246	(1,296)	100.0%	(100.0%)	35.6%	(34.0%)
香川	2,081	(2,060)	100.0%	(100.0%)	37.6%	(36.0%)
愛媛	2,653	(2,664)	99.9%	(99.7%)	32.9%	(27.8%)
高知	1,377	(1,364)	100.0%	(100.0%)	31.5%	(28.4%)
福岡	9,611	(9,629)	99.9%	(99.9%)	32.5%	(30.6%)
佐賀	1,694	(1,654)	99.9%	(99.9%)	39.0%	(36.5%)
長崎	2,604	(2,662)	99.8%	(99.7%)	28.3%	(27.4%)
熊本	3,331	(3,358)	99.9%	(99.9%)	31.0%	(28.6%)
大分	2,259	(2,187)	100.0%	(100.0%)	41.8%	(42.0%)
宮崎	2,240	(2,228)	99.9%	(99.9%)	35.3%	(34.5%)
鹿児島	3,108	(3,176)	99.9%	(99.9%)	39.9%	(37.4%)
沖縄	2,972	(2,974)	99.7%	(99.4%)	29.2%	(26.7%)
全国計	237,052	(237,006)	99.9%	(99.9%)	31.9%	(29.7%)

※ ()内は、令和5年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※ 「70歳までの就業確保措置実施済企業割合」の全国計は表4-1の「①70歳までの就業確保措置実施済み」に対応している。